

第 4841 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 10月 25日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 渡切り出張旅費の取扱い

Q：当社には出張旅費や日当に関する社内規程がありませんので、社長の出張の際には、定額を支給しています。税務上問題ありませんか？

A：通常必要であると認められる出張旅費であれば非課税として取り扱われます。

【解説】

所得税では、次の旅行に必要な支出に充てるため支給される金品で、その旅行について通常必要と認められるものについては、課税されないこととなっています。

- ①勤務する場所を離れてその職務を遂行するために行う旅行
 - ②転任に伴う転居のために行う旅行
 - ③就職や退職した人の転居又は死亡により退職した人の遺族が転居のために行う旅行
- そして、具体的には、次の事項を勘案した支給基準に基づいた旅費であれば、非課税として取り扱われることとなっています。
- ①その支給額が役員及び使用人のすべてを通じて適正なバランスが保たれた基準によって計算されているものであること
 - ②その支給額が同業種、同規模の他の会社の使用人等に一般に支給されている金額に照らして相当と認められるものであること
- ご質問の場合は、社内規程がないということですから、原則としては給与課税の対象になるのですが、その支給額が、通常必要と認められる範囲内であり、継続的に支給しているというものであれば非課税として取り扱われるものと思われま

